法律家が見る離婚と親子関係

～　共同親権、養育費、親子交流等　～

弁護士　大　内　ま す み

１　離婚と子どもをめぐる現状と民法の改正

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 離　　婚　 | 　　　　 | 婚　　姻 |
| １７万９０９９組 | ５０万４９３０組 |

厚労省統計２０２２）

離婚後に父親から養育費を継続的に受け取っているシングルマザー世帯の割合は約２８％（2021年厚労省調査）

　**↓**（その背景）

〇　離婚後は単独親権のため、親権のない親が子供の養育について関与しなくなるから。

〇　親権を持っていない親が子どもに会いたくてもなかなか会えず、疎遠になってしまうから。

　　　　民法の改正

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **共 同 親 権** |  | 　**養　育　費** |

２　親　権

⑴　「親権」とはどういうものか

民法818条1項　親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。

民法820条　親権を行う者は子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

　　　　身上監護権：養育、教育、医療、進学先、住む場所などを決める。

財産管理権：子の財産を管理する。

　⑵　「単独親権」から「共同親権」の選択も可能に

　　　離婚時の協議で「単独親権」か「共同親権」か、を決める。

　　　協議ができなければ家庭裁判所が判断する。

　　　変更もできる。

★単独親権とする又は親権を変更する判断のポイント

子への虐待のおそれなど子の利益を害する場合

父母の一方が他方からＤＶを受ける恐れがある場合

親権を決めた経緯

親子交流の実施状況

養育費の支払い状況

⑶　共同親権のメリット、デメリット

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　メリット | 　　　　　デメリット |
| 父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことができる。別居親も子の養育に関われる。別居親に責任感が生まれ、養育費もきちんと支払う。 | DVの被害者は離婚を急ぐあまり不本意に共同親権に同意する場合がある。親権者の同意を要する場合、一方の同意が得られず、子の利益が害されるおそれがある。単独でも決められる「日常の行為」や「急迫の事情」が曖昧。 |

　⑷　共同親権の行使の方法

　　・監護及び教育に関する日常の行為は単独でできる。

　　・子の利益のために急迫の事情があるときは単独でできる。

　　・監護者を決めたときは、監護及び教育に関する行為、居所の指定などは監護者が単独でできる。

　　・共同で行うべき行為につき合意ができないときは家庭裁判所が判断。

|  |  |
| --- | --- |
| 単独でできるもの（日常の行為） | 共同で行うべきもの |
| 子の食事や服装、短期間・観光目的の海外旅行、重大でない医療行為や服薬、通常のワクチン接種、習い事、高校生の放課後のアルバイト | 子の転居、心身に重大な影響を与える医療行為、子の進路に影響する進学先の選択、入学手続（私立小中学校、高校進学、長期間の海外留学など）、就職、預金口座の開設、子に債務を負担させる契約、子の財産の処分 |
| 意見が対立した時は家庭裁判所が判断 |
| 子の利益のため急迫の事情があるとき　→　単独行使可能どんな場合が考えられるか、ガイドラインが必要 |

⑸　今後の展開と家庭裁判所の果たす役割

改正民法の施行は成立（2024/05/17）後、２年以内

家庭裁判所の負担の増大で判断が遅滞する恐れ

★　親権について協議ができていなくても、親権についての調停・審判中で　あることを証明すれば、協議離婚ができる。

３　養育費

　⑴　養育費の取り決め方

　　　協議で決める、公正証書にする、調停で決める、審判で決める

　⑵　養育費の支払いを確保する法的措置

　　　養育費債権に優先権（先取特権）

　債務名義がなくても父母の取り決めがあれば差押が可能に

　　　法定養育費制度を導入

　　　　　取決めがなくても、法務省で定める額の養育費請求が可能に。

⑶　養育費の標準額とは？

　　養育費の算定表と、その見方

⑷　学費、塾代、医療費、どこまで請求できる？

４　親子交流

⑴　法の定める親子交流

　　　子と別居する親とその親族と子の交流については父母の協議で決める。

協議できなければ父母の請求により裁判所が決める。

　　　祖父母、兄弟姉妹、過去に子を監護していた親族も請求できる。

（子の利益のために特に必要がある場合に限り交流を認める。）

　⑵　親子交流は誰の権利か？

原則実施論　から　子の利益の最優先へ

親子交流不実施の理由

虐待、ＤＶ、連れ去りのおそれ

父母の葛藤状態が解消できない

安全面の不安、子の心身の状況、親子関係、環境、再婚

子の意思

　⑶　直接交流か、間接交流か

⑷　親子交流の留意事項

（家庭裁判所面会交流のしおりから）

　　　✿ 交流中は子どもをのびのびと過ごさせる。

　　　✿ 行き過ぎたサービスやプレゼントをしない。

✿ 相手の様子をしつこく聞かない。悪口を言わない。

✿ 子どもの予定を大切にする。

✿ 会いたくないと言ったら、その理由をよく聞く。

✿ いいかげんな約束をしない。

✿ 子どもにことづてをしない。

✿ 子どもの様子を相手に伝えるようにする。

✿ 笑顔で送り出し、笑顔で迎える。

　⑸　どんなことを取り決めるか

|  |
| --- |
| 【例】Ａ（母親）は、Ｂ（父親）に対し、Ｂが長女及び長男と、つぎのとおり直接会って交流することを認める１　頻度は２か月に１回程度とする。２　時間は、原則として、１回につき、午前９時から午後５時までとする。３　Ａは交流開始時刻に、〇〇において、Ｂに子らを引き渡す。Ｂは交流終了時刻に、〇〇においてＡに子らを引き渡す。４　交流の具体的な日時、場所、方法等については、子らの福祉に配慮して、Ａ・Ｂがメールにて事前に協議して、これを定める。５　子らが追加の交流を希望した場合、Ａは子らの意思を尊重し、追加の交流についてＢと協議することを約束する。６　Ａ・Ｂは、双方の合意により、上記交流の頻度、時期、時間等を変更することができる。７　Ａは、Ｂに対し、Ｂが子らの学校行事（運動会、音楽会、その他当事者で協議がととのったもの）を見学することを認める。但し、Ｂは、事前にＡの了承を得ない限り、子ら及びその友人並びにＡに声をかけたり、目立つような行動をせずに見守ることを約束する。８　Ｂは、子らの意思等を尊重した上で、Ａが参加してもかまわない授業参観日があれば、その日程をＢに伝えることを約束する。９　Ａは、Ｂが子らに対し、常識の範囲内でプレゼントを贈ることを妨げない。10　Ａは、Ｂが子らと常識の範囲内で、手紙、メールにより連絡を取ることを妨げない。 |

2024\_09\_28